

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

開 催 日 時	令和4年10月3日(月)	午後2時00分 ~ 午後3時25分
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席1名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席2名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名 定数3名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他 	
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に内藤委員、部会長代理に熊谷委員が選出された。 (2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月3日とすることで、了承を得た。 (3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、原則公開とした。 (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出はなかった旨報告された。 また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認めた場合はその時判断することとされた。 (5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員から、 「電機産業は我が国の主要産業であり雇用者数のみならず、生産額・出荷額など他産業に比べウエイトが高く、地方においても重要な役割を担っている。電機産業は大手から中小まで裾野の広い産業構造であり、事業の公正競争を図るため特定最賃の適正水準への改善が不可欠。優秀な人材の確保、他の特定最賃との格差是正の面からも金額改正が必要。」との主張があった。 	

使用者代表委員からは、

「製造業は非製造業に比べ回復傾向にあり、電機産業に関しても比較的好調とされている。しなしながら、本産業は素材としての半導体、電子回路、電子機械器具、情報通信器具製造など裾野の広い産業であり、国内外に重層的にサプライチェーンが張り巡らされ、企業規模も業態も様々である。こうしたなか、部品供給の不足により生産に支障が生じたり、半導体不足により車載関連を中心に電子部品企業は生産が予定通りに進んでいない状況もある。また、原材料の高騰、物流コストも上昇傾向にある中、中小企業ではコスト増加分を直ちに取引価格に転嫁することが困難な状況にある。最低賃金の審議にあたっては、厳しい環境におかれた中小企業の休業・廃業や倒産を招くことのないよう、事業の継続と雇用の維持を第一に、慎重に判断されるべきもの。」との主張があった。

(7) 金額審議について

○労働者側より37円引上げの提示。

根拠は、10年前は地賃との優位性が110%あったが、年々減少している。5年かけ110%に戻したい。現状104.3%を5年かけ110%にしたい。今年度は105%にしたい。

○使用者側より14円引上げの提示。

根拠は、令和4年度賃金改定状況調査結果第4表、製造業、男女計、Cランクの改定率が1.6%であり、これを掛けた。

(8) その他

事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。